

第 1 号 議案

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

三宅町議会議長 植村 ケイ子 殿

三宅町議会議員

提出者 衣川 喜憲 

賛同者 松本 健 

賛同者 森内 哲也 

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月19日三宅町条例第20号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

附則第4項の「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間」を
「平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日より施行する。

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第20号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>附 則</p> <p>4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、議会の議員の議員報酬額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「議員報酬基礎額」という。)から、議員報酬基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる議員報酬の月額はこの限りではない。</p>	<p>附 則</p> <p>4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、議会の議員の議員報酬額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「議員報酬基礎額」という。)から、議員報酬基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる議員報酬の月額はこの限りではない。</p>